

京都府立医科大学附属北部医療センター整備基本構想策定業務

募集要領

1 業務の趣旨・目的

京都府公立大学法人（以下「甲」という。）における京都府立医科大学附属北部医療センター（以下、「当院」という。）は、主要施設が築後45年を経過し、主要設備の多くが30年程度経過するなど、老朽化が著しいため、地域の中核病院や地域災害拠点病院としての機能を必要時に十分果たせない恐れがある。

また、主要施設等の建設当時から、当院に求められる機能は大きく変化しており、現在の医療需要に対応可能な施設の整備が求められている。

本業務では、事業者（以下「乙」という。）への委託によって、当院を取り巻く外部・内部環境を踏まえ、当院が京都府北部地域における中核病院としての役割を果たすために必要な医療体制について検討し、施設整備の基本的な考え方をまとめるため、調査・検討を実施する。

2 業務概要

- | | |
|-----------|------------------------------|
| (1) 業務名 | 京都府立医科大学附属北部医療センター整備基本構想策定業務 |
| (2) 業務内容 | 別紙「企画提案仕様書」のとおり |
| (3) 業務期間 | 契約日～令和6年3月31日（約12ヶ月） |
| (4) 委託上限額 | 15,400千円（消費税及び地方消費税10%を含む） |

3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 病床数250床以上の病院における施設整備に係る基本構想又は基本計画の策定に関する業務を行った実績があること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (4) 京都府税、消費税又は地方消費税の滞納をしている者でないこと。
- (5) 企画提案募集に係る公告の日から企画提案の特定の日までの期間に、京都府の指名競争入札において指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。
 - ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又

は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者

- (7) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。

4 参加手続

- (1) 担当部署及び問い合わせ先

〒629-2261 与謝郡与謝野町字男山481番地
京都府立医科大学附属北部医療センター内
京都府立医科大学 事務局 北部経営企画課 担当 小倉
電話/ FAX 0772-46-3371
メールアドレス j-ogura74@mail.pref.kyoto.jp

- (2) 応募要領等の配付

ア 配付期間：令和5年2月22日（水）～令和5年3月22日（水）
（平日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く。））
イ 配付場所及び受付場所
上記（1）の担当部署で配付する。また、当院ホームページにも掲載する。

- (3) 応募書類の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限：令和5年3月22日（水）午後5時まで（必着）
※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。
イ 提出場所：（1）に同じ。
ウ 提出方法：持参（平日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）
又は郵送（簡易書留に限る。）

5 事前説明会

- (1) 開催日時：令和5年3月6日（月）午前10時30分～午前11時30分
(2) 開催場所：京都府立医科大学附属北部医療センター内
地域医療センター（本館3階）
(3) 申込方法：事前説明会に参加を希望する者は、令和5年3月3日（金）午後4時までに参加申込書（様式任意：会社名、連絡先、出席者名）を作成し、4（1）の担当部署に提出すること。（電子メール又はFAX可、ただし、確認の電話を行うこと。）

6 質疑・回答

- (1) 受付期間：令和5年3月9日（木）午後5時まで（必着）
(2) 質疑方法：電話連絡の上、電子メール又はFAXにより、4（1）の担当部署に提出すること。
(3) 質疑様式等：様式は自由とするが、次の点に留意して記載すること。
ア 件名は、「京都府立医科大学附属北部医療センター整備基本構想策定業務に係る公募に関する質問」とすること。
イ 質問者の会社名、部署名、役職・氏名、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを記載すること。

ウ 質問内容を端的に表す表題を本文に記載すること。

(4) 回答日時：令和5年3月13日（月）

(5) 回答方法：質問への回答は、当院ホームページに掲載する。

7 応募書類

(1) 提出書類 ※ウのみ15部（他は1部）

ア 参加表明書（様式1）

※共同企業体での参加の場合は代表構成員を提出者とする。

イ 事業者（法人）概要書

ウ 企画提案書

エ 価格提案書（参考見積書）

オ 京都府税の滞納がないことの証明

カ 消費税及び地方消費税の納税証明

※オ及びカについては、発行日から3ヶ月以内のもの。コピー可。

キ 共同企業体で参加の場合

（ア） 共同企業体届出書

（イ） 共同企業体協定書

（ウ） 使用印鑑届

ク 提案事業者が法人の場合は、以下の書類を添付のこと。

（ア） 法人登記簿謄本 ※発行日から3ヶ月以内のもの。コピー可。

（イ） 法人定款

（ウ） 直近の財務諸表

ケ 提案事業者が任意団体の場合は、以下の書類を添付のこと。

（ア） 団体の規約

（イ） 役員一覧

（ウ） 確定申告書

(2) 企画提案書の作成方法

企画提案仕様書のとおり。

なお、真に必要な場合を除き、個人の情報や、これらを類推できるような事項を記載しないこと。

(3) 提出された応募書類の取扱い

ア 提出された企画提案書は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書公開請求があった場合は、京都府情報公開条例に基づき取り扱うこととする。

イ 提出のあった企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。

ウ 提出された応募書類は返却しない。

エ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。

オ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

8 評価方法等

(1) 評価基準

別紙「評価基準」のとおり

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書及び価格提案書について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。時間、場所については、別途通知する。

(3) 評価方法

企画提案書、価格提案書、プレゼンテーション及びヒアリングについて、評価基準に基づいて、外部有識者の意見（採点等）を聴取した上で評価する。

(4) 候補者の選定方法

ア 失格者を除いた者の内、(3)の総合点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。

イ 最高点の者が複数の場合は、価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で価格提案書を再作成し、再提出された価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。

ウ ア、イに関わらず、総合点が60点未満の場合は、候補者として選定しない。

(5) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 価格提案書の金額が2(4)の委託上限額を超える場合

エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 評価に係る外部有識者に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

9 選定結果の通知・公表

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、結果については、当院ホームページに掲載の上、担当課において閲覧に供するものとする。

【公表事項】

(1) 候補者の名称、総合点及び選定理由

(2) (1)以外の参加者の名称及び総合点

※(1)以外の参加者の名称は五十音順、総合点は点数順で表記する。

※参加者が2者でかつ次点者が選定されない場合、次点者の得点は公表しない。

(3) 外部有識者の所属及び役職名並びに氏名

10 契約手続

(1) 契約交渉の相手方に選定された者と当院との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が調った場合、委託契約を締結する。ただし、契約は、北部医療センターの整備基本構想策定に係る予算案の京都府議会及び京都府公立大学法人理事会における議決を条件とする。当該予算案が京都府議会及び京都府公立大学法人理事会において議決されない場合は、本プロポーザル手続は無かったものとし、その場合においても、企画提案に係る経費について当院において補償は行わない。

(2) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

11 その他

(1) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。

- (2) 企画提案書及び価格提案書については、1者につき1提案に限る。
- (3) 参加表明書を提出した後、企画提案書及び価格提案書の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、当院から指示があった場合を除く。
- (4) 参加表明書を提出した後、当院が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- (5) 提出書類の作成、提出、ヒアリング及びプレゼンテーション等に要する経費は、提案者の負担とする。
- (6) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (7) 参加者が1者の場合は、本プロポーザル手続を中止することがある。